

許可番号 062 1 1 002546

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区庵原町138番地5

氏 名 静岡クリーンサービス株式会社
取締役 勝山 篤

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡市長 田辺信宏



許可の年月日 令和2年8月23日

許可の有効年月日 令和7年8月22日

1. 事業の範囲

別に記載のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
別に記載のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

別に記載のとおり

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

備考

事業の範囲

事業の区分

収集・運搬（積替え、保管行為を含む。）

産業廃棄物の種類

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃プラスチック類（蛍光ランプ及び特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。）、金属くず（蛍光ランプ、廃乾電池及び特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（蛍光ランプ及び特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。）※以上5種類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

事業の区分

収集・運搬（積替え、保管行為を除く。）

産業廃棄物の種類

廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（蛍光ランプ及び特定家庭用機器再商品化法対象物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、金属くず（蛍光ランプ、廃乾電池及び特定家庭用機器再商品化法対象物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（蛍光ランプ及び特定家庭用機器再商品化法対象物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）※以上10種類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

積替え又は保管を行う場所の所在地

静岡市清水区庵原町138番5

積替え又は保管を行う場所の面積

24.5m²

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

上記のとおり

積替えのための保管上限

汚泥（廃乾電池を除く。）

0.92t

廃油

1.60t

汚泥、金属くず

※以上2種類（廃乾電池に限る。）

1.80t

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

※以上3種類〔水銀使用製品産業廃棄物（蛍光ランプ）に限る。〕

0.60t

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

※以上3種類（特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。）

2.00t

積み上げができる高さ

—

許可の更新又は変更の状況

平成 5年 3月29日 新規

平成10年 3月29日 更新

平成15年 3月28日 変更

平成15年 3月29日 更新

平成15年 4月 1日 合併みなし

平成17年 9月 8日 変更

平成18年 3月31日 合併みなし

平成20年 9月16日 変更

平成20年11月 1日 合併みなし

平成22年 8月23日 更新

平成27年 8月23日 更新

令和 2年 8月23日 更新

情報開示及び提供用